

## 平成 25 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）議事録

1 日 時 平成 26 年 3 月 6 日（木）18：30～20：55

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 相澤委員，阿部委員，市川委員，岩館委員，大坂委員，小山委員，  
桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，  
鈴木委員，中村（晴）委員，諸橋委員

※欠席：赤間委員，石川委員，中村（祥）委員，目黒委員，八木委員

[事務局] 鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画課長，石川障害者支援課長，金子障害者  
総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，佐久間北部発  
達相談支援センター所長，佐々木青葉区障害高齢課長，伊藤青葉区宮城総  
合支所保健福祉課長，加藤宮城野区障害高齢課長，大嶋若林区障害高齢課  
長，武山太白区障害高齢課長，矢本泉区障害高齢課障害者支援係長，福井  
主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，山縣主幹兼地域生活支援係長，  
早坂主幹兼障害保健係長，大関施設支援係長，須田指導係長，天野主査，  
鈴木主事，富山主事，一條主事，高橋主事

ほか傍聴者 19 名

### 4 内 容

#### （1）開 会

#### （2）議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より黒瀧委員の指名があり，承諾を得た。

#### （1）報告事項

##### ① 国の難病医療法案について

会 長 報告事項①国の難病医療法案について，事務局より説明願います。

事 務 局 （資料 1 に基づいて説明。）

（熊谷課長） 難病対策の 40 年ぶりの見直しということで，これまでは法律に基づかない予算事業として，予算措置で行われていた数々の事業が法定化されて，一部中身については国の負担金も生ずるような形で法案が提出されているという形になっております。

具体的な中身は，政令等で定められるという形になってございますので，具体的な疾患名などは現時点で正式に提示されてございませんが，これまでの厚生労働省における審議会の中身では，現在の 56 疾患が全国では約 78 万人いるということですが，これが約 300 疾患に広がると，倍近い 150 万人になるという厚生労働省の試算がされているようでございます。

また，この中で話題になった点では，医療費負担を 300 疾患に広げるという形にな

りますけれども、その対象者を一定程度の、重い方という言葉が適当かどうか分かりませんが、ある程度の重症者の方に絞っている。あと、医療費の負担につきましても、ここに書いてございませんが、2割負担を想定しているということが、今のところは新聞等の報道がされているというところでございます。

また、法律が2月12日、一月弱前に提案されたということで、具体的な細かな政省令の案とかそういった内容につきましては、まだ我々のほうには示されておられませんので、具体的な事務の流れとかは今後国から示されるかとは思いますが、本日の時点ではこのような法律が提案されているということと、来年1月から法律に基づいて施行されるということになっているということでございます。

また、これに合わせて、恐らくという形になりますが、障害者総合支援法の難病の対象、現在130の疾患が難病ということとなっておりますが、これも恐らく拡大されると私どもでは想定している状況でございます。

会 長 　　ただいま事務局からお話がありました。具体はまだ政令などでということなので、まだ全てではないということでありませけれども、このことに関して委員の皆さんで関係する情報をお持ちの方とかご意見がある方がいらっしゃいましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

## (2) 協議事項

### ① 障害者保健福祉計画に係る監視（モニタリング）について

会 長 　　協議事項 ①障害者保健福祉計画に係る監視（モニタリング）について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　（資料に基づいて説明。資料2-Iについて、前回の施策推進協議会で決定を受けました方針に基づいて実施したもので、障害者施策推進協議会の委員延べ34名の方に参加いただきまして、1月中に行わせていただいた旨説明。

(熊谷課長)

資料2-IIについて、前回10月の推進協議会に出した各事業の中で、重点プロジェクト五つに関わる事項を簡潔にA4・1枚程度に項目ごとにまとめたもので、24年度からスタートした新しい計画のため、スタート1年目ということで、今後進めていく上で必要となる課題を分析及び評価のところから抽出、まとめている旨説明。

また、重度障害者や難病患者等への支援策の充実の一例として、25年度予算で、本日別途配布の「難病サポートセンター」について、昨年12月2日に仙台市の交通局庁舎の4階に設置し、特定非営利活動法人宮城県患者・家族団体連絡協議会に委託、2名の相談員を配置して実施している。このことにより、昨年度、協議会で議論いただいた事項が一つ結実した事例と、直近でできた事例である旨説明。なお、詳しい実績等につきましては、改めて25年度分という形で来年度説明する旨補足。）

会 長 ただいま事務局から資料 2－Ⅰと 2－Ⅱに基づいて説明がありました。  
この整理の仕方等について委員の皆さんからご意見などがありましたら協議したいと思います。いかがでしょうか。黒瀧委員，お願いします

黒瀧委員 資料 2－Ⅰで、「障害者の理解」という言葉がたくさん出てきます。前にもこの席でお話したことがあります。理解といってもとても難しいのです。障害，病気，全部根本的なものは同じだと思います。理解したいというのは，病気でも障害でもその一つ一つを皆さん知らないわけです。私もそうですけれども，当事者・家族が自分の家族，家庭に起きて初めて知る状態なので，地域の方に知ってほしいといっても絶対難しいと思います。家族が一番理解しなくてはいけないのに，私は家族会に参加しておりますが，家族会でもなかなか難しい状態です。

それで，一つ行政にお願いがございます。仙台市政だよりを毎月頂戴しています。もしできましたら，毎月とはいいませんけれども，その一番裏面に，3 障害のほかに難病とか，私の場合は精神障害ですが，精神障害でもうつや統合失調症など病名がたくさんございます。その一つ一つを，統合失調症なら統合失調症はこういう病気だと何か皆さんに分かりやすいようにちょっと載せていただけないかと思います。

10 年近く前に，DV，ドメスティックバイオレンスの記事が市政だよりに載りました。その時，近所に DV の方がおられて，分からないものですから，どうすればいいかと皆さん恐れていたのです。けれども，市政だよりに載った記事を見て，こういうものなのだと。それなら町内会で応援しようということで，社会福祉協議会の方や町内会長がトップに立って動き，今は，その方はすっかり落ち着いています。

そういう実例がありますので，病気はさまざまですけれども，もしできたら，分かりやすく一つの病気を事例に出して，掲載していただくわけにはいきませんか。市政だよりを見るとページにもたくさん載っていますし，ページ数を増やすといっても難しいだろうことは私なりに分かる気がしますけれども，この病気，障害というのは理解，理解といってもとても難しいのです。よろしくお願いします。

会 長 黒瀧委員，ありがとうございます。  
モニタリングで理解が大事だということはそのとおりだけれども，これをさらに進めるためには市政だより等の活用もあり得るのではないかとことです。

事務局 (熊谷課長) 市政だよりは紙面も限られて，市から広報する事項も大変多いということで，前提といたしまして毎月というのは，私が決められるわけではないのですが，今の段階でまず無理だと思います。

ただ，後ほど詳しく述べますが，今後，仙台市としては差別解消に関する条例を作る作業が今後入ってまいります。そういう中では，市政だよりでは見開き特集などを組むことも今後検討しなければならないだろうと考えております。毎月は難しいですが，できるだけ努力させていただきたいというのが今の段階での精一杯の回答

でございます。

今後、健康福祉局だけではなくて、さまざまなセクションが障害のある方々に触れる機会がますます多くなりますので、そういった取り組みもあわせて進めてまいりたいと考えております。

会 長           では、黒瀧委員、本当に障害及び障害者理解というのはとても大事なので、積極的にさまざまな手段を使っていこうということによろしいですか。

黒瀧委員       どうぞよろしく申し上げます。

会 長           委員の皆さん、このヒアリングの主体は施策推進協議会でありますので、まとめ方などについて何かありましたらご意見をいただきたいと思ひますし、重点プロジェクトの整理についても、これは障害者施策推進協議会として出ていくものですので、皆さんからこの場で何かお話しただければと思ひますが、いかがでしょうか。

桔梗委員、お願いします。

桔梗委員       非常に分かりやすくまとめていただきましてありがとうございます。

私は合同ヒアリングには仕事の所用で全く出られなかったのですけれども、事業所等訪問ヒアリングに参加させていただいています。とはいえ、私が出たのはオブザーバー含めて2か所しか出ていないので、ほかの皆さんはどのようにお感じになられているか分からないのですが、自分が参加したところについての議事録をまとめていただいて送付いただいて、確認という作業はしておりますが、できれば、ネット上でもメールでも何でもいいのですけれども、私自身の理解のために、今回のヒアリング、自分が参加していないところの議事録も、ペーパーですとかなりかさみますけれども、メール添付でも結構ですので全件のヒアリングの議事録をいただければ、本当はそれをいただいた上での今日の協議だとよかったと思うのですが、それをいただければと思ひます。よろしく願いいたします。

会 長           では、要望というか、そもそもこれは施策推進協議会でモニタリング、みんなで共有するということであるので、自分の担当したところだけではなくて、しっかり把握しておくための資料ということで、桔梗委員から要望がありました。この辺のところは可能ですよね。

事務局  
(熊谷課長)       確かに全編があったほうがよかったのですけれども、おっしゃられたとおり、かなりボリュームが多過ぎたので配付はできないということで、こういう形でまとめさせていただきました。データという形であれば提供可能でございます。

会 長           では、データということでメールか何かでということで、その整理の仕方も、生の

ままだに近いこともあるかもしれないけれどもということですのでよろしいですね。とても大事な桔梗委員からのご指摘と、全員で共有するためにも大事なことだと思います。

そのほか委員の皆さんから何かございますか。

桔梗委員の担当した場所等についてのまとめ方は、よろしいですか。

桔 梗 委 員      私が担当させていただいたところは 1 か所、それからオブザーバー 1 か所ですけれども、まとめ方が横断的に非常に分かりやすくはなっているのですが、結局、自分が担当したところのヒアリングは、ペーパーに落とすと非常に收拾がつかなくなるのでそのまま落とせない。ただ、要約すると、どこのヒアリングに行ってもカテゴリーがあってカテゴライズされたものがこちらというふうに認識はしているのですが、横断的に見ていた時に、ヒアリングの中身がここに入っているというのは確認できるので、すけれども、正直なところ、先ほど申しましたように、全部の内容は私見ていないので、何とも今の時点ではコメントしがたいところがございます。

会 長            まずはこのヒアリングの結果、または分析及び評価の概要は外にも出るものであると思いますけれども、もっと詳しいことは委員の皆さんが共有している部分もあるという、その二つの役割があるということの確認をいただきました。

そのほか委員の皆さんから何かありますでしょうか。市川委員、お願いします。

市 川 委 員      非常によくまとめられたという印象はあるのですが、逆に、「見えてきた課題等」の書きぶりが具体性に少し欠けるような感じを受けるので、例えばこの課題を解決する手法とかその道筋をこれからどう考えていくのかというところがよく分からないので、この「見えてきた課題等」の書きぶりがこれでいいのかどうかというのはちょっと即断ができないような感じがしております。

ですから、今、桔梗委員がおっしゃったように、全体が分かれば、ここはこのように書いたほうがいいのか、その辺が見えてきそうな気もするのですが、例えば、1 番の住まいの「見えてきた課題等」では、住まいの場について、必要な量の確保と質的な充実の必要性があると。これだけで終わってしまうと、今までだって同じことを言われてきたのではないかということなので、そうすると、今回ヒアリングをやってみて、もっと突っ込んだというか、何か政策につながるような具体的なものがやはりここで出てきたほうがいいのかという印象を持ったので、今後の進め方とかまとめ方をどのようにイメージされているのか、ここをもう少し練ったほうがいいかなという感じを受けました。

事 務 局            「見えてきた課題等」をあえて出させていただいたのは、こういう着眼点を持って今後、モニタリング活動は今年度だけで終わるものではなく、逆に来年度は、この「見えてきた課題等」が事業でどうなったのかということがモニタリングの視点として入っていく。という意味で今回「見えてきた課題等」をあえて入れさせていただきました

(熊谷課長)



した。

今回、計画の初年度のモニタリングなので、ヒアリングの部分は、厳密には本年度分、25 年度も含まれていますが、その分は来年度、25 年度に評価する際にここの部分がどうなっているのか、あるいはどう変化があったのかというのも委員の間でご議論いただきたいという点でまとめたのが今回のまとめ方です。

会 長 このモニタリングはこれから継続していくということで、課題をまず明確にしながら、先ほど桔梗委員と市川委員からもありましたけれども、全体像の生のものというのでも委員の皆さんと共有しながらもっと明確にしていくべきだと思いました。市川委員、そういうことでよろしいでしょうか。

そのほか委員の皆さんから何かございますか。坂井委員、お願いします。

坂井委員 今回のヒアリング結果についての 3 番目ですが、「当事者活動などを通し、ニーズに応じた仲間づくりの場や機会を増やしていくことの重要性」と書いていますけれども、実際のところ、当事者グループをどれだけ仙台市で把握しているのか、その辺参考に教えていただければと思いました。お願いします。

事務局 (熊谷課長) 申し訳ございませんが、具体的な活動数などの数字的なものは持ってございません。

会 長 それを私たちが情報で提供するとともに、事務局を含めて全体として、当事者活動が重要であるのであればさらにどのようにしていくかということで、お互い知恵を出し寄りながら、情報を出し寄りながら進めていくことでよろしいでしょうか。

坂井委員、お願いします。

坂井委員 以前、スピーカーズビューローの推進協議会の立ち上げの時とか、一応私自身の経験からいって、グループ関係がどれくらいあるのか、全体像を一回把握したほうがいいのではないかという話を以前していたのですけれども、実際それもなかなか行われないという状況で現在に至っていて、要は、横のつながりを作るべきところ、それ自体の全体の把握もできない状態で、横のつながりができづらいというのが現状だと思います。

今、クリアリングハウス仙台でその関係に関わったりしているのですが、やはりその辺の情報がなかなかないということで、横のつながりができづらいという状況があります。ですから、そういったところも仙台市でも力を入れていただいて、それを皆さんに公開するようなスタンスをとっていただければということでお話ししたつもりです。

会 長 とても大事なご指摘だと思います。当事者活動の重要性は震災を見てもすごく私た

ち実感したところでもありますし、また、この数も、固定するものではなくて流動的なことであり、クリアリングハウス仙台という活動の中には立ち上げなどの支援もあるわけですね。そちらの情報も含めながら、当事者というか、自助グループ活動の重要性ということが今回見えてきた課題でありますので、実際のところとどのように関わりを持っていくかについて関心を持っていくということによろしいでしょうか。

諸橋委員，お願いします。

諸橋委員　今のことにも関連すると思いますが、昨日、精神障害者の退院促進の運営委員会があって、ピア活動というか当事者活動をどのように生かすのかということによって話題になったというか発言をさせていただいたのですが、当事者活動は、実際はたくさん次から次へと出てき、あと少しずつ消えていくとか非常に流動的で、恐らく数の把握はなかなか難しい実態もあるかと思えます。そのカウントをするために、今、精神の当事者の人が、調べている人もいます。ただ、非常に活性化してきたということは確かです。これを生かすシステムがないので、どうしても狭い範囲で終わってしまうことや、あるいは、当事者活動もより自分たちの関わる課題に対して取り組むものから非常にサークル的なものまでいろいろな要素を持っているので、ぜひ、ここに出てきた当事者活動を通して仲間づくりとか、あるいは施策に反映していくような仕組みというのでしょうか、これまでやってきた活動が反映されるような仕組みづくりにもう一步踏み込んでいくことがとても大事かと思えます。

会　長　またこれは行政で調査してというところだけではなかなか出てこない部分もありますので、委員の皆さん、また、見えてきた課題としてこれが出ていくことによって、もっと当事者の方々、私たちも含めて、いろいろな方とのつながり、ネットワークが出てくる可能性がありますよね。とても大事なことだと思います。

白江委員，お願いします。

白江委員　先ほどの桔梗委員、市川委員がおっしゃったことについて大変同感なのですが、この結果は非常にまとまり過ぎていて、見えにくくなっている部分もあるのかなという気がいたします。前回のヒアリングの時、私たちがレポートを書いて出させていただいたのを覚えているのですが、逆に見えてきた課題というのは、主体が我々にあるのであれば、我々のほうで出したほうがよかったのかなという気もいたしますので、今回は時間的なことは分かりませんが、今後はそういう方向で、それから、先ほどおっしゃったように、議事録もその前に見られればよりよいのではないかと思います。

会　長　これまでの経験から、言ってみたら施策推進協議会の人々がレポートというか書きながらやったということがありました。今回は、お話を聞き出すことに集中できたということはいいことではあったけれども、その部分も大事だったかもしれないというこ

とで、次回の時にその辺のところをきちんとまた検討しながら取り組むということでもよろしいでしょうか。事務局、お願いします。

事務局  
(熊谷課長) 今回、遅ればせだったのですが、合同ヒアリングだけは参加された方々と参加された委員からのアンケートをとらせていただきました。そのことにちょっと触れたいと思います。

今回参加された方々からは、普段なかなか相談できないことが気軽に相談できたということもあったのか、時間が足りなかったという意見が多数寄せられました。また、委員の方々からは、やはりもう少し事前の準備の時間が欲しいというご意見を頂戴しました。今、白江委員から反省点ということもございましたので、それらについては次回以降のヒアリングで生かしていきたいと考えております。

会長 委員の皆さんから意見が出まして、事前の準備というのは、私たちの関わる部分をもう少し時間的に私たち自身も割くべきかもしれないということも含めてですよね。

それでは、モニタリングのあり方としての課題、それから、今回は見えてきた課題ということで、課題を明確にするという部分も大事。かつては、いろいろなものが出てきたけれどもなかなかまとまらず、いろいろ試行錯誤してやってきたと思います。次回に向けてしっかり検討すること、課題がまずここで出てきたということ。

次に進む前に皆さんからご意見があったら承りたいと思います。

久保野委員、お願いします。

久保野委員 まとめ方という、個別の方から伺った事情をどうやって制度や政策につなげていくかというのは難しいなと何年か参加させていただいて思っている中で、その課題のまとめ方について一つ思いましたのは、お話の中で制度に関わるようなご指摘が中には含まれているように思います。ざっと見て、例えば4ページの「電車やバスは毎回交通局に電話しなければならない」とか、ジョブコーチが確かに個人情報扱う場合に入りにくいだろうなというようなことは、実際そういうことがあるのであれば、制度的な課題としてどう考えるかとか、これは制度からやや離れますが、保護課と障害高齢課の連携はどのようにされているかとか、福祉避難所開設の情報が視覚障害者にどう届けられるか、あと、合同面接会で「てんかんの方は受け入れられない」と言われたというご指摘がありますが、これは何か理由があってそういう体制がとられているのかとか、そのような制度の問題としてある程度検証や検討が可能なものについては、直ちに今日それについてお答えをという趣旨ではないのですが、見えてきた課題を整理する中で、より具体的に検討可能なものとして見えてきているものを取り出してみようというのは一つあり得るのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局  
(熊谷課長) おっしゃるとおりかと思います。全部をまた上げると、正直言って課題だらけでございますのでやるというのは難しいと思いますけれども、先ほどの市川委員のご質問



とも関わるのかもしれませんが、幾つかの課題、根っこには、課題に対する施策の部分の記載がないということがございます。中には既に施策を講じられているものも現にあります。ところが、実は伝わっていないというものも含まれているかと思えます。あと、たまたまそういうものがあつたという事実もあろうかと思えます。また、後ほどの議題に関わる、先ほどのてんかんで断られたということになりますと、障害を理由にする差別という形となりますので、まさに今後詰めていかなければならないテーマになっていくものも多々ございますので、今回いただいたヒアリング結果をもう少し練った形で今後の施策なり見直す部分、あと生かす部分を整理していくという作業は引き続き、これに限らず、日頃我々いろいろなところから要望も受けておりますので、その中の一環として整理していきたいと考えています。

会 長            このことは、ここで見えてきた課題だけではなくて、少なくともこの各意見であることとかその前にあることも含めて施策委員会では共有しながら、これからの、モニタリングも施策の点検にみんなで活用していきましょう。まとまったものだけが結果ではないということですよ。それは委員の皆さん共通のことだと思います。

                  あと、ほかの委員の方から何か。鈴木委員、お願いします。

鈴木委員        私も今回モニタリングに参加させていただいて、多面的にいろいろな角度からの意見を聞いたのですけれども、やはり回答していただいた方が非常に集中してこの部分だけは改善してほしいという思いがその場では分かりました。ただ、このように羅列して見ていくと、その中でどういう点を一番望んでおられるのかということが見えてこない部分があるので、その辺が分かるようなまとめ方が今後なされるといいかと思いました。

会 長            大事な指摘ありがとうございます。

                  では、とにかく桔梗委員のご指摘から、ほかの委員さんたちが関わったもともとのものもデータであれば届くということで、それをまず委員の皆さんとともにまた学習し合いながら、これは施策推進協議会の委員としてこれからいろいろなところを考えるときの大事な資料があつたわけだから、しっかり生かしていこう。また、具体的なこともしっかり捉えながらやっていこうという確認がとれたわけです。

                  そしてまた、これについては、次回のモニタリングの時の取り組むべき検討課題というか、モニタリングのあり方そのものについても、もっと私たちも含めて事務局と調整しながら、しっかり準備していこうということで進んでいくということによろしいでしょうか。

                  桔梗委員。

桔梗委員        先ほど合同・訪問ヒアリングの結果のところであつたらいいなというコメントを一つさせていただいたのですけれども、その前にちょっと違和感があつたところを

思い出しましたので、一つ。これも終わってしまったことなので、次回について。前回、2年前の調査の時にちょっとお話をしたかとは思ったのですが、忘れていました。実は、今回対象になった人もしくは団体に関してはどういうところを挙げようかというカテゴライズの点でも協議はいたしました。実際にここの事業者でやりますといったところは、そこはどんなところがあって、誰が行くか、誰が担当者ということは事務局から連絡がありましたけれども、これに関してはここの事業者、ここに関してはこの団体、ここに関してはこの人というもののここでの全体での協議がなかったのが非常に私は残念です。

というのは、これも誰にヒアリングをするかということが非常に重要なところだと思います。しかし、その反面、誰に聞くかというところの平均値というのをまた定めるのも非常に難しいとは思いますが。ただ、ここの施策の協議会で委員をさせていただきますが、ここに来ている委員さん自体も非常に大きな団体の代表者が多い。やはり大きな団体にだけ所属されている方とは限らない。ましてや、施設にしても同様で、歴史のある有名な誰もが知っている団体にお住まいになられている障害者だけとは限らず、最近できたグループホームとか、そういう私たちが委員をやっているもなかなか知らない団体も数多くあると思うのです。

そうしたときに、制度にのってやってきた施設のあり方と、今本当に自助努力でされている施設、本当に保護されていないような施設でお住まいになられている方というのは、そこでもう大きな差があるような気がして。また、個人に関しては、その平均値も非常に難しいところではあります。こういうところまで来てくれて意見を言ってくれる方と、本当は声なき声というものを拾わなければいけないところが、極端な話を言えば、積極的に意見をできる方のヒアリングも必要だけれども、積極的に意見は言わないけれども声なき声も拾わなければいけないというところは、この課題なのではないかと感じています。

ですから、今回そこまで、時間的なこともあるのかもしれませんが、正直言うと、手間暇を私たちが委員として少し惜しんでしまったところは非常に大きな反省点だと思っていますし、そこをやらないと次の段階で、2期委員をさせてもらっていますが、大きく推進したとは私自身思っておりませんで、ぜひその辺を次回には検討いただいて、もっと吟味した上でヒアリングをしていただけるとよろしいかと感じております。

会 長 先ほどもありました準備状況ということでもありますよね。その辺のところもしつかりと、私たちもやはり準備にもしっかりと関わるといことで取り組む必要があることがご指摘いただきました。

では、よろしいでしょうか。黒瀧委員。

黒瀧委員 7ページの連携というところですが、「横のネットワークがほとんどない」とございます。それは前からすごく痛感しており、私の場合は精神ですが、重複している病

気の方、知的障害とか、私は難病ですが、知的障害関係と重複している方がたくさん精神はいらっしゃいます。それで、私、前に、知的障害の団体の方と何か交流の場があったら少し理解度が高まるのではないかと思ってお話したのですけれども、断られた経緯があるのです。やはり精神という観点で難しいのかなと。お母様がちょっと嫌な顔をしたのです。大きなところに私が呼ばれて行った時に、最後の場でもしできたら一緒に交流したいというようなことを発言しましたら、皆さんがぐっと下を向かれて。そういうことから始まって、理解性というものに欠けているなど。やはり理解ということを考えれば、先ほど市報に載せてほしいと私申しましたけれども、やはりそういう重複している方がたくさんいるのだから、皆さんと交流の場を。何か行政の方から声をかけていただけたらいいかと望んでいます。

会 長           ここに記載されていることはそのとおりであって、またこれは、理解というのは障害がある人同士の理解もとても大事だ。また、そのきっかけも行政でできることはまた考えていきましょうというご意見でよろしいでしょうか。

                  また関連することで戻ることあるかもしれませんが、次に移ってよろしいでしょうか。

## ②（仮称）障害者の自立と社会参加を支援する条例について

会 長           協議事項 ②（仮称）障害者の自立と社会参加を支援する条例について、関連もあ  
                  ると思いますので、まず事務局から説明願います。

事 務 局           （資料 3 に基づいて説明。）  
(熊谷課長)

                  まず 1 番目に、他自治体における条例の制定状況を簡単に書いてございますが、いわゆる障害者の差別を禁止、いわゆる差別禁止条例と言われている条例を既に制定している道県、あと政令市を施行予定も含めて記載しております。ほかにも一般市もござ  
                  いますが、とりあえずここに 7 道県市を記載しているところでございます。

                  本市におきまして、前回の推進協議会でもご説明申し上げましたが、差別解消法施行に  
                  合わせて独自条例を作っていこうということが市長から議会答弁しているという状況がござ  
                  います。

                  つきましては、この協議会におきましてこの 2 か年にわたって条例策定に向けた議  
                  論を進めていくということを仙台市側として考えているということで、本日は簡単な  
                  スケジュール（案）という形でお示ししているということでございます。

                  26 年でございますが、国におきましては、前回の協議会では今年度末とご説明し  
                  たかもしれませんが、若干遅れる形で、今年の 9 月末までに国として差別解消  
                  法に基づきます基本方針を策定するという動きになってございます。

                  また、27 年度におきまして、基本方針を受けて対応要領、対応指針等を策定して  
                  いくことと記載してございます。なお、先日、内閣府の差別解消のフォーラムがござ

いまして、この中で内閣府の説明におきましては、基本方針策定と並行して省庁ごとの対応要領、対応指針策定を行っていく旨のご説明もございましたので、若干この点は、26 年度から 27 年度の動きはまだ動く余地があるかと考えております。このことを横目に見ながら、本市として条例策定に向けて動き出したいと考えてございます。

具体的には、現在まだ市議会、予算議会中でございますが、来年度予算におきまして先進地調査ということでこの 1 に掲げてございます、既に条例を制定している自治体の取り組み状況等の調査を行いたいと考えており、その予算も計上しているというところでございます。

それを踏まえまして、障害者施策推進協議会において審議を進めてまいりたいと考えてございます。これに関わる事項、来年度もこれ以外にも障害者施策推進協議会に付すべき検討事項がございますが、少なくともこの差別解消に関わる事項として 4～5 回程度は議論を進めていただきたいと考えてございます。

具体的な中身でございますが、その中におきましては、今開かれている議会でも質疑等ございましたが、広く市民に参加していただくための手法というものを検討していくということもご答弁申し上げているところでございます。これは、先ほど来お話にありましたとおり、市民理解を進めるということがかなりウエートとしては大きくなってまいりますので、いろいろな手法を考えてまいりたいと考えております。ここには協議会による公開シンポジウム等ということで、一例掲げてございますが、仙台市基本計画を震災の年度、平成 22 年度に作成いたしましたが、その際は阿部会長が当時仙台市の基本計画を作る委員会の委員でございましたが、メディアテークのオープンスペースにおきまして公開委員会という形でその審議会を開くという試みを行ってございますので、それも参考にしながら、本協議会もそのような取り組みができたらという形で、今の段階では企画ということでそういうものを考えているということで挙げてございます。

その他、障害者団体との意見交換を進めながら、26 年度におきましては、おおむね骨格になるような部分は整理したいと考えてございます。

27 年度におきましては、条例の骨格を踏まえまして具体的な各論を詰めていけたらと考えてございます。

行政側の都合といいますか、救済機関というものを勝手に入れさせていただいております。これは、障害者差別に関する相談等を受けた場合、他県での事例でございますが、相談、紛争あっせん等を行う機関というものを設置している例がございます。本市におきましても、いわゆる救済機関というものを何らかの形で設置したいと考えてございまして、こういった議論を進めていきたいと考えてございます。

また、条例施行後の市民啓発等という形で、この条例づくりの取り組み自体が市民理解を進めるということもございますが、条例を作って終わりということではなくて、条例を理解していただくという活動も引き続きやっていかなければならないということもございますので、それを見据えた形で各論の議論を深めていけたらと考えて

ございます。

同様に、27 年度におきましても公開シンポジウムなど市民参加の手法等も企画してまいりたいと考えてございます。

また、条例案をパブリックコメントに付すとともに、障害者団体等との意見交換を踏まえて市議会定例会に条例案を提出いたしまして、28 年 4 月に施行したいと考えているところでございます。

先ほど申し上げましたが、来年度から 2 年間にわたりまして施策推進協議会中心しにご議論をいただきたいと考えてございます。あわせて、この協議会に付すべき事項もでございますので、詳細なスケジュール、年度ごとのスケジュールは改めて 26 年度の第 1 回にご説明したいと考えているところでございます。

会 長

ただいま事務局から、まずは仮称ということで、これは大きく変わり得ることはまたこの協議の中であるけれども、（仮称）障害者の自立と社会参加を支援する条例制定に向けたスケジュールの案の本当に大まかなイメージというか、私たちも持たなければいけないので、お話がありました。具体には 26 年度第 1 回でもっと具体的に示すという説明ではありましたけれども、ただいまの事務局の説明を受けて皆さんと協議に入らせいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。この辺のところでは皆さんのお持ちの情報とかさまざまあると思えます。まずは、今、事務局から障害者差別解消法の内閣府の取り組みについてお話がありましたけれども、一方、雇用についての差別は厚生労働省でも指針づくりにしっかり入っているところです。ということで、雇用のほうが一歩も二歩もリードしている中で、先ほど事務局からあったことのそのままですが、基本方針、内閣府というのは各省庁がみんな関わるわけです。ですから、内閣府が関わりながら基本方針の検討を、本当は 3 月までと言っていたはずなのに、年度半ばというのは 9 月末ぐらいまでということで、それが出てきたらすぐに各省庁が対応要領、それぞれの省庁に関して、またはそれぞれの省庁が関わる民間事業所に関するガイドライン、対応指針づくりをして、27 年度はあわせてその周知を民間事業所に行って 28 年になっていくという説明を受けたこととともに、もう一つ大事なことは、実は、その法律上については、障害者差別解消法も改正障害者雇用促進法も、紛争解決というか調整については既存の仕組みを活用しようということしかないけれども、ここに救済機関の具体的な機能ということは、これは一歩踏み込んでいくわけです。

国は一応基本的なルールを法律で示しているけれども、地域の特性に合わせて、それを補うものなどについても議論していくのがこの条例づくりだということで、まさに法の施行、改正障害者雇用促進法も 28 年 4 月ですが、それに合わせて今法律の具体的な検討が行われている中で、足りない部分についても十分に把握しながらやっていくということで、ちょうどタイミング的にもよいものができるのではないかと思いますけれども、その辺について皆さんからの情報やご意見などいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。



諸橋委員，お願いします。

諸橋委員　　仙台市においては，この障害者差別禁止条例をつくる仙台の会ということで，条例の会ことでここ数年活動してきているのですけれども，その動きが市長決断によって一歩進んだということは大変ありがたいことだと思います。

ただ，もう一方，この出された内容について，思いを少し語らせていただくと，一つは名称です。「障害者の自立と社会参加を支援する条例」ということで，仮称がついていますけれども，条例の中身は何なのだということをはっきりさせるような名称のほうが実はいいのではないかと。基本的に，障害者権利条約に基づいて，日本で障害者の人たちが地域できちんとほかの人たちと同じように権利を保障されて生活していくという，そのための具体的なことを決めていきたいと思いますというのが例えば差別解消法なわけですから，仙台において障害当事者の方がきちんと人権を保障され，差別を受けることなく生活していくということを，名称も含め，あるいは中身も含めて基本的な討議をしっかりとした上で，名前を決めたほうがいいのではないかと一つ。

会　　長　　名前はこれから検討していくことでよろしいですか。

諸橋委員　　はい。ただ，その考え方の基礎討論をしっかりとした上でやるべきだというか，かなり勉強が必要だろうということが一つです。

それから，七つの道県，市でそれぞれの条例を作られていますけれども，作られ方がそれぞれ随分違うのです。障害者団体が陳情して，ずっと例えば県議会であつという間に決まってしまったところとか，あるいは障害者自身の活動を背景にしてつくられてきたところ，あるいは，例えば最初に作った千葉県は，条例の制定委員会みたいなのを作っていろいろな差別事例を集めながら練りに練って作ったところとか，一つの模範というか先行事例として学ぶべきだと思うのですけれども，仙台においてどんな作り方をしていくかというのはとてもこれから，作る過程，作った後というのはとても大事なことで，そういう基礎討論をしっかりとしてほしいということと，あともう一つ，せっかくと言うと変ですが，条例の会ということで先行して，私も入らせてもらっていますけれども，このところいろいろな団体が集まって頑張っていてアピールし，条例案も策定しと，そういう団体の活動を生かすような作る仕組みをぜひ考えてほしいということです。

会　　長　　諸橋委員から，まず名称について，これは本当に仮称なので，検討の中で名称をみんな考えていくということと，あとは，それぞれの条例の作られ方も含めて，施策推進協議会の委員である私たちもしっかりとこれを自分たちでも検証しながらやっていく必要性，その一つとして先行地の取り組み状況の調査もあるけれども，私たち自身もしっかりとした情報を持つことと，それからもう一つは，これまで条例に関して

当事者団体を中心に、さまざま検討、話し合いをしてきた部分というのもとても大事なことから、一緒に検討するような仕組みを作るべきだというご意見をいただきました。事務局からお願いします。

事務局  
(熊谷課長)

条例の名称につきましては、大変失礼なのですが、障害者基本法の中身そのもので、私どもこのままの名称でいくとは思っておりませんし、この名称でいくつもりも正直言ってございませんので、どういう名称がいいかは、この協議会での議論を踏まえて、最終的には市で決定する形になろうかと思えます。

条例の名称は、先ほど諸橋委員からもお話がありましたが、おのおの先行する自治体の制定過程によって名称は若干ずつ異なっております。市当局側で提案した条例から議会側から提案された条例、制定の経過に至るのも違うということもあって、条例のつくり、条例の名称も異なってはいますが、基本的な考え方はやはりいわゆる共生社会の考え方、障害の有無によって分け隔てられない共生社会ということが念頭にあるような形での条例の名称になっているのが大体の傾向になってございます。そういったものも、今後私どもがこの議論を進めていくに当たりましては、適宜必要な資料を提供しながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、審議の過程におきまして、諸橋委員からもお話がありましたが、現協議会の委員の現計画を作るときの前の任期の際に、たしか諸橋委員から条例の会のご説明があったかと思えますが、同様に、これまでの市民活動の中で条例の会が活動してきたということも私ども承知しておりますので、その議論はその議論で何らかの形で生かしてまいりたいとは考えてございます。

会長

まずは 26 年度は盛り込むべき事項など骨格を整理して、それから具体は 27 年度に向かっていくというようなことはよろしいでしょうか。

またそのほかのことも含めて皆さんから確認も含めて、まずは、これまでも条例作りについては白江委員、諸橋委員の発言や、協議会の中でも話題になってきたことはあります。でも、今度は施策推進協議会が主体となって、ただし、これは多くの人たちをいろいろな手法で巻き込みながら、ある意味では市民を巻き込む、市民の理解、市民の方々も理解してもらい、先ほども黒瀧委員のお話がありましたけれども、同じ障害でもお互いの理解ということも大切だということで、多くの人を巻き込んでいくその中核としてこの施策推進協議会が関わっていくということについては、皆さんよろしいですか。

では、これに本当に多くの方々に関わっていけるような仕組みを作っていく。そのためには、諸橋委員のご指摘もありましたように、私たち自身も自分たちでも調べる、学ぶ。もちろん事務局からの資料の提出もあるけれども、そのくらいのことが必要かなということと、もう一つは、施策推進協議会での基本的となるさまざまな取り組み、例えば 24・25・26 年度の障害福祉計画がありましたが、27 年度からのものものということは、事務局も本当に忙しいかもしれないけれども、私たち自身もかなりの回数で

開く必要があるのではないかということなどを含めて、事務局からも確認ですが、結構これは忙しい日程になりますよね。

あとは、その自治体の、結局は、先ほど各省庁が対応要領、対応指針を作ることは義務化されていますが、地方自治体には地方分権の趣旨に沿うと義務化までは国は言えないということではあるけれども、恐らく仙台市は必ず作ることが期待されていますけれども、その辺のこともあわせてこれからの日程も含めて事務局からコメントしてください。

事務局  
(熊谷課長)

協議会におきまして 2 回、差別解消法の話をしていただき提出された時と成立した後とご説明させていただいたかと思えます。

改めてご説明申し上げますと、法の関係で申しますと、対応要領というものが一つございます。これは何かといいますと、障害のある方が要は行政サービスなどを受けるときに、どのように対処するのか、対応するのかというものを定めるものです。これは国の省庁においては義務化されており、必ず決めなければなりません。地方公共団体においては努力義務的な規定になってございますので、決めなくてもいいのですが、実際には障害を理由とする差別は禁止されていますし、合理的配慮の不提供も差別でございまして。

ということからいたしますと、私どもといたしましては、市としても対応要領、仙台市職員として障害のある方にどう対応していくかというもの、どういう形で決めるかはありますが、対応要領は定めなければならない。これは先ほど黒瀧委員からお話があった事項と関わるかと思えますが、職員一人一人が理解をしなければならないということを定めなければならない。これは行政内部でまず決めなければならない事項となります。

その一方で、先ほど来ご説明申し上げる条例というものは、先ほど諸橋委員からもありましたが、条例の会と市長との懇談におきまして市長から作るという話がございます。議会のほうでも作るということで明言いたしました。これは、仙台市だけではなく、基本的には仙台市内という形になろうかと思えますけれども、中にいる方々に関する条例ということで定める形になります。具体的な仕上がりがどういう形になるかはこれからの議論にはなりますが、それを議論していく上では、やはり先行している自治体の中身を吟味する必要があるかと考えてございます。

諸橋委員からありました千葉県の実例は、割と事細かくホームページで記載されていると。当時 800 の事例を集めたと言われておりますが、800 の事例につきましても、簡潔な形ではございますが千葉県のホームページから今でも見ることはできると。それらを踏まえた上で、先般、後発の利と言えれば簡単かもしれませんが、そういった他都市の実例も踏まえながら、また、これまでの仙台市内のいろいろな実績等も踏まえながら、仙台市の条例を 2 年間かけてやりたいということでございます。

会 長

事務局から説明がありました。さらに具体的なイメージが湧いてまいりましたけれ

ども、委員の皆さんからこのことに関して何かありますでしょうか。

市川委員、お願いします。

市川委員

先ほどから仮称というところに私もちょっとこだわるのですけれども、この仮称というのは今日だけの仮称と考えてよろしいのか。やはり我々の考えるスタンスとして、こういう訳の分からないというか、もやっとしたような仮称ではやはり意思が伝わらないような感じがするので、やはりきちんと仮称はこのことを審議するのだというような、もう少し具体的な、差別解消法を考える条例とか何か、これは今ただ思いつきで言っているのですけれども、仮称にするにしても、もう少しこの協議会でこのことをきちんとやっているのだということが分かるような仮称にしていきたいと思えますので、例えばこの仮称を決めるための意見交換をすとか、そんなことも私はやってもいいのではないかと思います。

それからあとは、条例の会の動きは、私は直接は参加はしていないので、ただ、非常に関心を持ちながら、気持ちとしては応援しながらきたつもりでいるのですが、ただ、このような差別解消法とか考えるときに当事者が考える席に入っていないというのは何かちょっと違和感があるというか。ですから、差別解消法に向けた条例についての審議をする時に、例えば当事者参加という形、特別に何かそういう措置ができないかというので、私たちはぜひそのようにしてほしいという感じを持つのですけれども、誰が入るかというのはまたいろいろあると思いますが、私の意見です。

会 長

名前は本当に仮のものであってもしっかり吟味すべきであって、当然次の時にはきちんと吟味すべきであるということとともに、また委員の皆さんからのご意見もいただいてというか、そもそも作る主体が施策推進協議会ですので、事務局に作っていただくというよりも、私たちが作っていくということであることを確認させていただくとともに、この施策推進協議会で検討していくけれども、この中で、市川委員のお言葉をそのままおかりすれば、どういう形で関わるか、名称はあるかもしれないけれども、同じテーブルに着いて一緒にやっていくべきではないかというご意見が、これは関連することを諸橋委員も。これから追加で、お願いします。

諸橋委員

市川さんがおっしゃってくれたのでとても言いやすいのですが、そのとおりだと思います。

一つは、仙台市差別禁止条例、仮称で、なぜいけないのかと。その名称で実際は市民的に例えば非常に激しくて、ある種の誤解を受けやすいので、こういう名称にしましょうみたいな作り方も含めて正式名称が決まっていくというのはあり得るかとは思いますが、基本は仙台市で差別を禁止する条例を作ることと、だから、誰が誰のためにというか、何のために作るのかというのがとても大事だと思います。確かに障害当事者が差別を受けるわけですから、その人たちがきちんと主張し、これに反映されていかないと、単なる奨励事例、こういうふうにしましょう、いい世の中

にしましうみたいなレベルにとどまってしまうし、また、障害当事者の被差別の人は、一つの権利を主張するに当たって、やはりそれに見合った主体として自分を鍛えるというか、なっていかなければなりません。だから、そういう意味でかなり総合的なというか全体的な、しかも重い課題なので、ぜひ施策推進協議会で作る過程において、ここで作るとした場合、当事者意見をしっかり反映させるというか、むしろその人たちが主体だということを忘れない、あるいは作る仕組みとしてもきちんと保障していくようなことをまず基礎討論のような形にさせてほしいと思います。

会 長 名称につきましては本当にこれは仮のものなので、あと、条例で差別禁止条例とついていたのは多分この七つにもないのかもしれませんが。ですから、議論の中でみんなですっきりした名称を作っていきますよということとともに、あとは、やはり条例の会の人も含めた関わりをしっかりと持っていきますよということでお二人の意見がありました。

大坂委員、ありますか。

大坂委員 いろいろ議論が出ておりますけれども、この委員の中でも多分理解度というか温度差がかなりあると思います。先ほどのヒアリングのことなどでも同じですが、このこともこちらで作るとすれば、まず適切な情報をいただく。これは市議会だけでなく、データでご提供いただいても結構だと思いますので、運動されてきた方と、それから外で見ておられた方と、それからご自分たちの分野でいろいろなことをされてきて余り普段は感じていないとか、いろいろな方がいらっしやると思うのです。その辺の方について少し事務局のほうで状況を提供していただくというのが一つです。

それから、決めていく手順については、これが下りてきた経緯もありますので、ぜひ当事者の方にも入っていただいた手順を決めていく中で、情報を共有しながらそういった手順を踏んでいくということが私はとても大切だと思います。

その中で、仮称の話だけが、題名だけいってしまうと本末転倒になるので、やはりそういったところを整理した上で、多分勉強していくと、そういうふうToStrateに言ったほうが良いと思う人もたくさんいると思うのですが、このことについては大切なことなので、その辺をしっかりと整理をしながら進めることで趣旨に沿った条例が作られていくと思いますので、ぜひ事務局でも整理をしていただいで進めていきたいと思うし、先進地調査は聞き及ぶところによると委員も行けるかもしれないので、ぜひそういったことも考えていただいで、そして見てきたものを発表していただくような機会があってもいいのかなと。何回も行かれています方もいらっしやるでしょうけれども、先進地を見たことがない人もいらっしやるので、そういったこともしながら進めていくことで、より精度の高いものになっていき、ニーズに沿った仙台商しいものになっていくのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

桔梗委員 先進地調査は誰が行くのかと密かに思っただので、今ので何か解消されて、委員も行



ける機会があると聞いて私も行きたいと思いました。

このスケジュールとかを悶々として見ていた中で、非常にほかの委員も言っていたのでよかったと思っていたのですけれども、ただ 1 点。26 年度、27 年度のところの 3 番目に「障害者団体等との意見交換」とありますが、共生とか協働とか共有とか、私はそのバランスの感覚が非常に大事だと思っていて、障害者の施策を推進するには、何度も言いますが、やはり市民参加、それは市民の皆さんの意識の底上げがあって初めて障害者の理解もいくであろう。社会づくりでそれがみんなユニバーサルデザイン、バランスのとれた社会づくりをするためにも、障害者だけの意見を聞くものではなくて、やはり全体の意見をまとめることも非常に大事ではないかということは、今までこちらで意見をさせていただいてきた全然変わりのところ、一つご提案です。

そこで、「障害者団体等との意見交換」とありますが、障害者だけではなくて、ここでも、せっかく今回合同ヒアリング、私も 2 期やらせていただいて、ヒアリングの結果に、ヒアリング先で一番下に介護タクシーや商店街というのは、前回の時も意見提案させていただいて、今回も取り入れていただいています。唯一の民間でございます。このヒアリング結果の最終の 10 ページをごらんいただくと、その他のところの下の中の二つの意見ですが、一般雇用の点から、差別解消法ができたことはいいけれども、障害者に対して何も言えない法律になっていると感じられている民間事業者がいるということと、これは法律には抵触しないかもしれない、モラルの問題かもしれないけれども、介護タクシーの事業主からのコメントの中でも、障害者の中で、障害者であることをいいことに車内で喫煙してルールを守らない、モラルがない。これたった一つ、1 例だけこのコメントにありましたけれども、ヒアリングの時は非常に多くのことを語られていました。

そういうことも条例にしていく時に、障害者も、確かに虐待とかいろいろな問題は非常に整理をして条例化していくことは大事ですけれども、それを支えていく例えば障害者就労という場面を一つ考えても、就労にしてもサービスにしても、どこがそのように解釈がなってしまうのか。逆に、よかれと思ってやっていることも、解釈が間違ってしまうと、条例によって盾に取られたことによって社会全体が疲弊してしまうような条例づくりになっては、非常に悲しい結果を生むのではないかと個人的に思います。

ですから、時間も限られていて大変だと思って、年間の審議の数も 4～5 回とあって、4～5 回も大変だと思うのですけれども、逆にもっと審議の数が増えるかもしれませんが、ここはぜひ、障害者団体との意見交換だけではなく、民間団体とか普通の市民の方との意見交換もぜひ入れていただいて、26 年度、27 年度、先ほど会長も言われたように、共生社会というところにもっとバランスを持った形での政策、条例の制定に向けての討論、協議の場を、時間を作っていただければ幸いです。

会 長           とても大事なご指摘、ありがとうございました。

佐々木委員，お願いします。

佐々木委員　今の桔梗委員のご意見に全く同感で、私もそう思っています。まだまだ私も不勉強なので分からないのですが、さっき桔梗委員がおっしゃっていた雇用主からの何も言えなくなってしまうというご意見は、実は私がヒアリングに伺ったところの社長がおっしゃっていたのですが、逆に「自分は障害者として差別をしていないからこそ怒る時は怒るし、でも、あの差別法をずらっと見てしまうと何も言えなくなっちゃうんだよね」というお話をされていて、私もまさにこの差別法が逆に溝を作ってしまうことのほうがすごく怖いと思いました。ですから、法としてはいいのしょうけれども、仙台市はそうではなくというか、仙台市がせつかく条例として制定していくのであれば、本当に分け隔てなくというか、お互いにとっていい条例になるように作っていただけるとすごく強く思いました。

会　長　桔梗委員、佐々木委員のお話を伺いますと、やはり市民の方々を巻き込むというか、市民の方々も一緒に作っていくということが大事なので、その関わり方はいろいろあると思いますけれども、もちろん障害当事者でも、これは一緒に暮らしていく地域づくりにもなるのだというご指摘のご意見がありましたので、ただいまいただきましたご意見などを踏まえて、大坂副会長とそれから事務局と調整していく方向で進めさせていただきたいと思います。

そのような方向でということを確認いたしまして、でもこれも大事だということがあったら言ってください。事務局からお願いします。

事務局  
(熊谷課長)　今の議会に予算案を提案してございます。先進地調査の予算組みといたしましては、推進協議会の委員から 2 名、あと事務方 2 名で、関東方面ということで今のところ予定をいたしております。関東方面といいますと、もうここに書いてございますが、千葉県とかさいたま市、具体的には千葉県を今想定していますが、この辺に行きたいと考えているところですので、人選とかはまた追ってご相談となろうかと思えます。

先ほど条例の名前ということもございましたし、あと、桔梗委員、佐々木委員からなどもお話がありました。差別の解消法、あるいは条例を作ることによって逆に溝ができることがないようにというのはまさにそのとおりでございます。

条例の名称の話題になりましたが、どの自治体も差別禁止条例となっているところは一つもございません。これは、差別解消法の議論の時もそうでしたが、差別禁止ということを強調するとかえって問題になるということで、解消のほうが妥当であろうという見解でまとまったと。ここに至るまではかなり議論があったようで、当初、国内部でもやはり禁止のほうがいいのではないかという議論も多々あったようでございます。それをあえて禁止をやめることによって法案ができたという話も聞いております。そうすることによって、先ほど溝ができると、溝を作らないような形で、うまくまとまったということもございます。

## 平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

そういったこともございますので、先ほど来お話もございました当事者の方々、こう言うっては何ですが、当事者の方々はこの中にもいらっしゃいますけれども、議論の過程においては、私ども、これは議会答弁でもしておりますが、臨時委員の追加ということも念頭に入れて議論を進めてまいりたいと考えてございます。その臨時委員になるのが、当事者もそうですが、桔梗委員がおっしゃられたように、国の差別解消もそうですけれども、合理的配慮を提供することによって負担が生じる方々も現実にはいらっしゃるということも十分存じ上げておりますので、そういった方々等の意見も吸い上げていかないといわゆる溝を作ってしまうということになりかねませんので、そのあたりは施策推進協議会の審議の進み具合、先ほど諸橋委員がおっしゃられたことが、やはり基礎的な議論をまずしなければならないかと思っております。その過程の中で臨時委員の追加のタイミングなどを検討していきたいと考えております。

会 長 具体に見えてきた部分もあるけれども、さて皆さん、時間もかなり迫ってきましたし、まだ議論しなければいけない協議事項が残っています。これはということがありましたらいただきたいと思いますが、まずは進めさせていただいてよろしいですか。そして、今いただいた意見については、次の時にしっかりと提案できるように、また、大坂委員のお話もありましたように、資料等についても提供できて、私たち自身がやはり理解を進めていく。そのことによって、今度は臨時委員として条例について考えてきた方々も一緒に入るわけだから、一緒に考えていくためにはさまざまな情報も必要となると思いますので、この辺については、大坂副会長と私、それから事務局で詰めさせていただいて対応させていただくということでもまずは進めさせていただきませう。

### ③ 平成 26 年度仙台市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（案）について

会 長 協議事項 ③平成 26 年度仙台市における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針（案）について事務局から説明願います。

事務局 (石川課長) (資料 4 に基づいて説明。)

平成 25 年 4 月から障害者の優先調達推進法が施行されました。これによりまして、障害者の就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済的自立を進めるために、国や地方公共団体、独立行政法人などの公の機関が物品やサービスを調達する際には、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進すると定められたところでございます。

この法律によりまして、国は障害者の就労施設等からの物品調達を推進する基本方針を定めると。そして、各省庁はこの方針に即しまして毎年調達方針を定めることになりました。それが国の役割です。

同じように、仙台市などの地方公共団体では、毎年度、障害者就労施設等からの物

品調達の調達方針を作成すること、それから、当該年度の終了後には調達の実績を公表すること、この二つが義務づけられております。

昨年の 1 回の推進協議会におきまして調達方針の作成スケジュールをお示ししまして、それから、非営利活動法人みやぎセルフ協働受注センターなどと意見交換を行った後に、第 2 回の推進協議会において 25 年度の調達方針をお示しご意見を頂戴した後に、昨年の 11 月に 25 年度、今年度の本市の調達方針を決定し、仙台市のホームページにも掲載いたしまして、市民の皆様にもお知らせしたという状況でございます。

ホームページに掲載した前後に、我々障害者支援課が庁内に対して行いました具体的な働きかけを紹介させていただきます。

市役所では、障害者支援課とか障害企画課、それから区役所にも障害福祉課とか障害高齢課とか保険年金課、それから外にはアーチルやはあとぽーとといった公所がございます。そういったところでは業務で使用する物品をそれぞれで購入いたします。しかし、これまで障害者の就労施設から購入した経験がないというところが非常に多い状況がありますので、まずは優先調達の趣旨や調達方針について本庁のほか区役所、それからガス、水道といった公営企業体もございますので、そちらに出向いて説明しまして調達を推進するよう依頼してまいりました。

また、庁内にも職員が業務上使用するホームページがありますので、そこに障害者の就労施設ごとに取り扱っている品物、その写真を掲載したリストを作り掲載し、購入に当たりどういった施設から調達できるのかという参考にしていただく情報提供の取り組みもしたところでございます。

こうしたことで、本庁はもとより区役所、公営企業体での積極的な調達を図るよう声がけをしてまいりました。

資料 4 の来年度、平成 26 年度の調達方針につきましてですが、25 年度、今年度の調達方針が 11 月に作ったばかりで、まだ 4 か月しかたっておらず、これを周知し、できるだけ購入、調達してもらおうということを今進めている最中でございます。

したがいまして、26 年度につきましてまずはこれをベースに 26 年度も推進してまいりたいということと、それから、25 年度の実績につきましては、まだ 25 年度終わりませんので、今年の 6 月頃にならないとまとまりませんので、そうしたことを踏まえすと、まずは今年度の調達方針をベースに年度内に 26 年度の調達方針を策定して、4 月早々、新年度始まりましたらすぐに庁内の各課に周知して推進していこうということを考えているところでございます。

具体的な調達方針の案のご説明でございますけれども、資料 4 の一番上の表題のところアンダーラインを引いていますけれども、これが 25 年度におけるところを 26 年度ということで時点修正をしているところが 1 点ございます。

それから、変更としては、めくっていただきまして一番下の調達目標です。こちらが、本市における平成 26 年度の障害者の就労施設等からの調達は、物品及び役務のそれぞれにおいて、平成 25 年度、今年度に障害者就労施設等から調達した実績を上

### 平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

回ることを目標にするということで、まさに今年度の実績を上回る額を来年度も目指して頑張らしましょうという目標で、26 年度も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

なお、6 月に 25 年度の調達実績がまとまった段階で、調達件数や金額を再度区役所、それから公営企業体にもお知らせしまして、25 年度以上に頑張るよということを働きかけていきたいと考えております。調達目標の全額は今年度の調達実績額が確定できないので入れられません、6 月にもう一度庁内に通知しまして、本市の障害者の就労施設等からの調達を推進してまいりたいと考えております。

会 長 年度ごとに調達方針を作っていくけれども、25 年度のもののできたのがそもそも 11 月だったこともあるし、これに関しては大きい修正というよりも 26 年度の数値的な修正で今案が出ているということで、皆さんから協議していただきたいと思っております。

それから、この 26 年度の調達方針が確定するのはいつぐらい、という手順を踏んでいくのか、簡単に説明していただいでよろしいでしょうか。

事務局  
(石川課長) 調達方針自身は仙台市が決定することになりますので、本日のご意見を頂戴した上で、庁内の契約担当のほうとの調整などを踏まえまして、年度内、今月中に作成という運びにしたいと思っております。それで、新年度早々に各課に通知したいと考えています。

会 長 この内容につきまして皆さんからご意見とかいただいて協議、そしてまた、時間的にもかなり厳しくなりましたので、もちろんご意見をいただくとともに、その後でこういうことも大事だということはファクス等でも、期限がある程度早ければ十分に反映というか、ご意見としていただくことはできるわけですよ。事務局への確認ですけれども。

事務局  
(石川課長) 調達方針そのものは資料の内容どおりとなりまして、具体の取り組みとしてこうすることができるのではないかと、こういった働きかけをしてもらおうと情報がうまく伝わるのではないかと、というアイデアやご意見などをいただければ、できるものを取り入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

会 長 まずは今日のこの協議の中でご意見とかありましたらいただきたいと思っております。いかがでしょうか。桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 前にもこの物品調達の案が出た時に質問と意見をさせていただいた経緯があったと思っておりますが、今この案に関しては、多分、仙台市を含めて各行政で積極的に物品購入しましょうということでの案かと思っておりますが、それでよろしいのですよね。



非常に聞きにくいし答えにくいことかとは思いますが、これを推進するには、物の質を上げるとか価格やサービスの提供の向上がないと、幾ら「行政だから買ってよ。こういうふうになっているのだから買ってくれ。当たり前でしょう」と言われても、その間が非常に物という契約の購買活動なのでやはり厳しいところがあるかなということで、今回は、障害者施設などをされているところの事業計画を含めた物の改善計画、それからそこに対する支援の提案もした経緯がございました。

今、仙台市でこのような協力をされているわけですが、これは言いにくいと思うのですが、不満や改善点はないものなのでしょうか。

事務局 (石川課長) 行政側が品物を買う時に、こうあればいいなという意見のことでよろしいでしょうか。

桔梗委員 はい、そうです。非常に答弁しにくいところだと思うのですが、価格とか、私が知っている範囲で言いますと、例えばお弁当を買いたいと思っても、日曜日は休みだから届けられないとか、会議のお弁当をいっぱい買ってあげたいのだけれども、6時からの会議ではうちは4時だからもうだめだよとか、これは実際に私が遭った話です。あと、買ってあげたいのだけれども、値段がこの中身じゃ買えないと。やはりそれは、障害者だから買うというふうにはだんだんなくなっていかないとは思いますが、その中で、行政がこのように非常に協力をしていただく限りは、やはり提供する側も非常に努力が必要ではないかと思っています。その確認もしながら、この調達案、方法というものが出ていければいいと思います。

会長 話せる範囲の中でありましたらということですか。

事務局 (石川課長) 私のところに届いている範囲でしかお話しできないので、もう少し具体のところを担当係長がもし持っていればまたお話しさせていただきたいのですが、ガスなどの企業体、また区役所に行った際に出された話ですが、施設が販売しているものには、なかなか事業に使用するために購入できる品物がないというマッチングの問題が非常に多かったと伺っております。

それから、市が直接購入することがこの調達方針の目的なのですが、障害者就労施設で扱っている品物では、例えばお弁当やクッキーなどの食料品がありますけど、区民まつりやその他各種イベントにつきましては、直接行政が実施するわけではなく、実行委員会方式という形式で行われます。そうした委員会に声がけておりますので、仙台市の実績にはならないのですが、そうした実行委員会による購入はみこまれますが、役所が直接こうした食料品を買うのは少ないという話がありました。

なお、お弁当などについては、市役所本庁舎では、職員の昼食として購入できるように弁当を作っている障害者施設が入っております。また、本庁舎だけではなく、周りの民間ビルを借りている公所にも入る取り組みをしております。職員の昼食という

プライベートな購入になってしまうので、役所の購入実績にはならないのですが、そういった取り組み、さらには、名刺を障害者施設から購入するという職員も多くなっております。この際、名刺などは製品の質が問われるので、そこは我々もしっかりとしたものゝを要求するという姿勢でおりますので、施設も応えていただいていると思います。

桔梗委員　　今こういうご意見もあったことを受けて、ここに案で行政がというようにはなっているのですが、何か含みの中に行政がそのようにご配慮いただいて購買活動につながっているというところも、案と評価につなげていける形にしていけるといいかと思いました。ですから、行政に買っていただくというところの案なので、行政でも小さなところの要望とかこうだったらいいなということを少し積み重ねて、いい形に案を作り上げていったらいいかとは思っています。

会　　長　　具体的にこの運用の時にニーズを踏まえた物づくりも十分に検討していく必要があるということでもありますね。

そのほか。まずは、この調達方針についてはやはり 4 月からですし、今 3 月だから、なかなかここまでは、これから検討するということはできませんけれども、これをしっかり運用していくためのアイデア等については、また別な時の議論もありますけれども、ファクス等で事務局に連絡していただくようなことでよろしいでしょうか。

でも、ここできちんと言っておく必要があるし、確認をとっておく必要があるという内容がございましたら、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

市川委員， お願いします。

市川委員　　先ほどの桔梗委員の就労支援事業所などの質の問題については、いろいろなレベルがありますので、当然それが全部だと誤解されるようなものではないと私は思います。

ただ、最終的には商品を買う・買わないは買う側が決めることですから、これが採用されなければ当然自分たちで考えなくてはいけないわけですし、それは必然的に品質の向上の努力やコストダウンなどいろいろなことを当然していかななくてはならない話であって、それは売買の原則に従ってやっていくということでもよろしいかと思えますけれども、就労支援事業所もそういう意味では非常に最近では、買ってもらうというよりもこちらのほうで提案するという意識もだんだん出てきていますので、我々としてはそういうことを支援しながらやっていきたいと思っています。

私、それとは別に、市というか国の方針なのかどうか、公表という時の公表の仕方です。例えば、目標があって、それから実績がいろいろあってという、そういう大きなくりでの公表なのか。私としては、いろいろ商品や役務を提供していく時に具体的に仙台市の庁舎別にきちんと公表されるのかとか、その公表の仕方はどのように考

えていらっしゃるのか、そこだけちょっと教えていただければと思います。

事務局  
(石川課長) 実績の公表についてですが、金額、件数等は当然お出しする形になると思いますが、庁舎別とか局・課別といったところは今はまだ検討はしていません。そして、品目別とか、役務、物品の別も含めそれは新年度に入り、先ほどお話しさせていただいたとおり 6 月に 25 年度の調達実績がまとまるのにあわせて検討してまいりたいと考えています。公表はその後となりますが、他都市の公表の仕方も含めて、分かりやすい公表について考えていきたいと思っております。

それから、前の件に戻るのですが、先ほど桔梗委員から市の内部の声を施設にフィードバックする取り組みについてご意見がございましたが、調達方針の第 8 の（4）に、仙台市での購入物品や役務の情報を施設に行うときに、こうした要望のようなこともお伝えできるようにしたいと思います。

会長 貴重な意見をいただきました。また、この中では、障害者就労施設等の「等」のところには、特例子会社とかあとは重度障害者多数雇用事業所もあるわけですよ。企業的なところも、また障害者就労施設もあると。やはりこの中で必要なものが明確になりながら、品質のいいものを作っていくことをこれからしっかり進めていただきたいと思えます。

委員の皆さんからこの件についてそのほかありますでしょうか。

まずこれは 25 年度からなので、最初の公表は 6 月からなので、その仕方なども含めてこれから大事なことだと思いますので、関心を持ちながら進めてまいりたいと思えます。

### (3) その他

会長 議事の（4）にその他とあります。その他について、まずは皆さんから何かありますでしょうか。

桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 前期の時に意見をさせていただいて、非常に情報をいただけるようになったと思ったりしていたのですが、ちょっとそこが足りないというところだけお話しさせていただきたいと思えます。

障害者の理解をするために仙台市が主体になって行われているもの、もしくは仙台市が関わられている障害者雇用、就労、生活の観点、それから技術の講習等に関しても、その辺の催しの案内をいただきたいということで、たしか前期はそういうものを委員全員に配付もありましたし、あと、私が前の期をやったときの最後に意見をさせていただいた中では、多くの市民の方々にも、興味のある方にもご参集いただけるように、仕組みづくりの一つとして、例えば仙台市政だよりのネットバージョンとか、

あと企業の方にもご理解いただけるように仙台企業だよりのメーリングリスト、あと仙台市の福祉のメーリングリストですとフィンランドセンターからのメーリングリストの配信ということで意見をさせていただいて、一時期、その三つのメーリングシステムでは、私ども全部登録しているので配信をいただいていた。

また、委員としても、それは紙面で郵送いただいていたので、可能な限り私も講習会とかシンポジウムとかフォーラム等に理解を含める意味で参加をさせていただいてきたのですが、どうも振り返ってみて 2 期目に入りましてからそういうものが委員に通達として案内が来ない。市政だよりを見ているとちらっと載っていたりしてあらと思うのですけれども、来るかと思って待っていたら来なくて、私も申し込みをしないと出なかったというのもあるのですが、それと同時に、E 企業だよりを含めても、障害者雇用とか就労とかいろいろなものに関わるものの情報も、企業ベースのものもないし、フィンランドセンターのものに関しては幾つか見たと思うのですけれども、福祉関連に関しては幾つか見たのですが、市政だよりのメールには余り見ていない気がします。

ですから、1 件上げて 10 件上げてメーリングリストは一緒だし、そういうところに意識の高い市民たちがメーリング登録していると思うので、また年度かわりますけれども、改めてそこら辺を確認させていただいて、情報の拡散をすると同時に、やはり市民の方にも多くの情報提供をしていただけたらと思います。

会 長 情報提供に関して貴重な御意見ありがとうございました。  
では、委員の皆さんからのその他はよろしいでしょうか。  
では、事務局からその他ありましたらお願いします。

事務局 (熊谷課長) まず、今の桔梗委員からお話がありました。eメールの活用は、前も計画を作る時に企業だよりのなども使わせてもらった記憶があります。ただ、ここ数年、それは余り意識していなかったもので、そういう指示もしておらず申し訳ございません。活用できるものはできるだけ活用していきたいと思えます。

それでは、本題の事務局からのお知らせでございますけれども、参考資料 1 といたしまして「ご存じですか？ヘルプカード」ということでお手元にお配りいたしております。前回の施策推進協議会においてこういうヘルプカードを作っているということでご紹介申し上げましたが、これが完成形でございます。色稿の段階ですが、色合いはこのように表側はピンク、裏はモノクロですが、こういう形で今年度中に作成するというので予定しております。

(現物を示す)

今回、今日は抜けていますが、裏面に本来ホームページにひな形という形で追加情報をダウンロードできる予定にしておりますが、まだこれが準備中なので、今日の段階は、こちらのコピーでこのようなものができると見ていただければと思っております。

## 平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

これにつきましては、今年度印刷かけまして、新年度からいろいろな方面でお配りできるようにしていきたいと思っております。また、毎年度作っております「ふれあいガイド」のほうにもとじる形にいたしまして、新たに手帳を取得される方やサービスを受けられる方は最初から目に入るようにし、これまで既にもらっている方にはチラシで対応するような形で今後周知してまいりたいと考えております。

会 長 事務局からその他についてヘルプカードということでお話がありました。  
議事について私が進行させていただくところはここまでということになります。

### (3) 閉会

署名人

黒 瀧 和 子 